

# 保育士資格取得支援事業

市内の保育園等に勤務する方の保育士資格の取得を支援するため、資格取得に要した経費に対して補助金を交付します。

## 補助対象者

- (1) 村上市に住民票があり市内の認可外保育所、認定こども園、保育園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所（以下「対象施設」という。）に勤務している方
  - (2) 資格取得後、市内の対象施設に保育士として週30時間以上勤務する意志のある方
- ※ ただし、国の教育訓練給付金等本補助と同趣旨の助成等を受ける場合は除きます。

## 補助対象経費

保育士資格取得に要した経費

- 通信制養成校の受講に要する費用
- 保育士試験受験講座の受講に要する費用
- 保育士試験の受験料



## 補助金の額

- (1) 保育士証の交付を受けた人  
対象経費の2分の1、上限は15万円
  - (2) 通信制養成校に入学し卒業できなかった人、保育士試験を受験し合格せずに終えた人  
対象経費の4分の1、上限は7万5千円
- ※ ただし、算出した額に100円未満の端数が生じるときは切り捨てます。

## 申請方法

保育士資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。

- (1) 対象施設に勤務していることが分かる書類
- (2) 対象経費の領収書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 退学を証するもの（卒業できなかった場合）

### 【問合せ先】

村上市こども課子育て支援室  
53-2111（内線 2540）